

大分県報

令和五年
五月十二日
号外（七五）

（金曜日）

目次

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正……………
職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………

○人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年五月十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「はやて」を削る。

附則

この規則は、令和五年五月十五日から施行する。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十六号

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を

次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の振興局の項中「参事（総括）」を削り、同部の保健所の項中「副所長（医療職（一）四級の職にある者又は医療職（一）三級のうち人事委員会が指定する職にある者）」を削り、同部の二豊学園の項中「園長」を「学園長」に改め、同部のこのところからの相談支援センターの項及び食肉衛生検査所の項中「次長」の下に「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を加え、同部の産業科学技術センターの項中「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を削り、同部の土木事務所の項中「参事」を削り、同部の家畜保健衛生所の項中「参事（総括）」を削り、同部の土木事務所の項中「参事」を削り、同部の議会事務局の項中「参事監」を削り、同部の人事委員会事務局の項中

課長	五種
参事（総括）	七種

を

課長	五種
----	----

に改め、同

表の監査委員事務局の項中「次長、」を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を削る。

附則

この規則は、令和五年五月十五日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「主幹・副主幹（一）」を「主幹（一）」に、「主幹・副主幹（二）」を「主幹（二）」に、「交通政策課参事に」を「参事に」に改め、「人権尊重・部落差別解消推進課参事」の下に「（人事又は服務に関する事務を担当する参事に限る。）」を加え、

令和五年五月十二日

大分県報号外（人事委規則）

二

「企業立地推進課参事に」を「参事に」に改め、同部の保健所の項中「副所長」を削り、同部の産業科学技術センターの項中「（第一順位者である次長に限る。）」を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中「総務班主幹」を「総務班課長補佐」に、「法務班課長補佐」を「法務班主幹」に、「副主幹」を「主査」に、「副主幹に」を「主査に」に、「副主幹、」を「主幹、」に、「人権教育推進班課長補佐」を「管理予算班主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月十五日から施行する。